

## 低圧電気取扱業務に係る特別教育のご案内

事業者は、危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないことが、労働安全衛生法第59条第3項の規定により、定められています。当協会ではこの度この低圧電気取扱業務に係る特別教育のうち学科教育を下記のとおり実施いたしますので、当該教育未了の方を是非参加させていただきようご案内申し上げます。

なお、実技教育につきましては、所属事業場においてテキスト「低圧電気取扱安全必携」を教本として低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、7時間以上(開閉器の操作の業務のみを行なう者については1時間以上)行います。

### 記

1. 日 時 2019年7月23日(火) 受付9:15～ 講義 9:30～18:30
  2. 会 場 北浦和カルタスホール 第2会議室  
(さいたま市浦和区北浦和1-7-1北浦和ターミナルビル3F)  
  
※ JR高崎線「北浦和駅」東口から徒歩約2分  
なお、会場の駐車場は有料になりますので、お車での来場はお控え下さい。
  3. 定 員 50名
  4. 受講料 10,000円(テキスト代を含む)  
・大宮地区協会会員の方は9,000円となります。  
・都合で当日受講出来ない場合でも、返金できませんのでご了承下さい。
  5. 申込先 一般社団法人大宮地区労働基準協会 (Tel 048-641-0003)  
〒330-0841さいたま市大宮区東町1-154-2 新見ビル1階  
※こちらは講習会会場とは異なります。お間違えの無いようご注意ください。
  6. 申込方法 上記5.の申込先へ①又は②のどちらかの方法で7月9日までにお申し込み下さい。  
(ただし定員に達した時点で申し込み期間中でも締め切ります。)  
  
①現金書留にて申込書と受講料をあわせて郵送。  
②受講料を振込みの上、明細票等のコピーを申込書の所定の位置に貼付けて郵送。
- 【 振込先 】 口座名： 一般社団法人 大宮地区労働基準協会  
・武蔵野銀行 本店営業部 普通 126445  
・埼玉りそな銀行 大宮支店 普通 0806715
7. 教育対象 低圧(直流にあっては750ボルト以下である電圧をいう。以下同じ)の充電電路(対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く)のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務を行なう者。
  8. その他 ・ 講習の受講修了者には「修了証」を交付します。  
・ 昼食は各自ご用意下さい。

以上

低圧電気取扱業務に係る特別教育 申込書 (2019/7/23)

受講番号	ふりがな 氏名	生年月日	現住所
※		西暦 年 月 日	
※		西暦 年 月 日	

- (注) (1)受講者が3名以上の場合は、本紙をコピーしてお使い下さい。  
 (2)※のところ以外は全て記入して下さい。  
 (3)氏名・生年月日は修了証に記載されますので、お間違えの無いよう正確にお書き下さい。

受講料 ※

注：車利用を希望する場合は○印をつける。

一般社団法人大宮地区労働基準協会 殿

上記の者について受講の申し込みをします。

申込年月日：2019年 月 日

事業場所在地：

事業場名称： (印)

事業主氏名：

申込担当者氏名： 所属部課名：

電話番号： FAX番号：

業種：

— 貼 付 け 欄 —

振り込みにて受講料をお収めの方は、お振り込みの際にお受取になりました、下記のいずれかのコピー、または振り込みされたことが確認できる書類をこちらに貼付して下さい。(コピーは縮小したものでも可。但し読み取りやすい大きさのもの。)

- ・ 振込金受取書 (兼手数料受取書)
- ・ 預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書 (兼手数料受取書)
- ・ ATMご利用明細票

※ 他の方法でお振り込みの場合は、上記と同様に、振込確認ができる書類の貼り付けをお願いいたします。

北浦和ターミナルビル案内図

